○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第二号

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の一部の施行に伴い、株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月十六日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫法施行規則（平成二十年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第十四条**　法第十二条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～四　［略］ 五　特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債に係る債務の一部の保証に関する事項（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第八条第二項、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十四条第三項及び第六十三条第二項、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十二条第三項、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十一条第二項並びに農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十六条第二項の規定により法第十一条第一項第二号の規定による法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなされる債務の保証（以下「特例海外債務保証」という。）に関する事項を除く。） イ～チ　［略］ 五の二～十六　［略］ 備考　表中の［　］は注記である。	（業務方法書の記載事項） **第十四条**　法第十二条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～四　［略］ 五　特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債に係る債務の一部の保証に関する事項（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第八条第二項、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十四条第三項及び第五十七条第二項、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十二条第三項、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十一条第二項並びに農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十六条第二項の規定により法第十一条第一項第二号の規定による法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなされる債務の保証（以下「特例海外債務保証」という。）に関する事項を除く。） イ～チ　［略］ 五の二～十六　［略］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省、経済産業省令第三号

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の一部の施行に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月十六日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年財務省、経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条の二**　産業基盤整備業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～四　［略］ 五　機構法第十五条第一項第十四号に規定する産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十八条、第三十六条及び第五十一条に規定する業務に関する事項 六　［略］	（業務方法書の記載事項） **第一条の二**　産業基盤整備業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～四　［略］ 五　機構法第十五条第一項第十四号に規定する産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十二条、第十八条、第三十六条及び第五十一条に規定する業務に関する事項 六　［略］